



インボイス制度について 第1回 制度の概要

インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録申請の受付が、いよいよ本年10月1日からスタートします。インボイス制度は、登録を受けた事業者のみがインボイスを発行でき、同インボイスを保存している場合に限り仕入税額控除が認められるなど、従来の仕入税額控除の方式とは大きく異なる仕組みとなっています。売手・買手ともに制度の正確な理解と事前の対応が求められます。

今回から数回に分けて、インボイス制度への対応の本格化に向け、制度に関する基本と留意事項を図解を交えながらお届けします。

1. 制度の概要

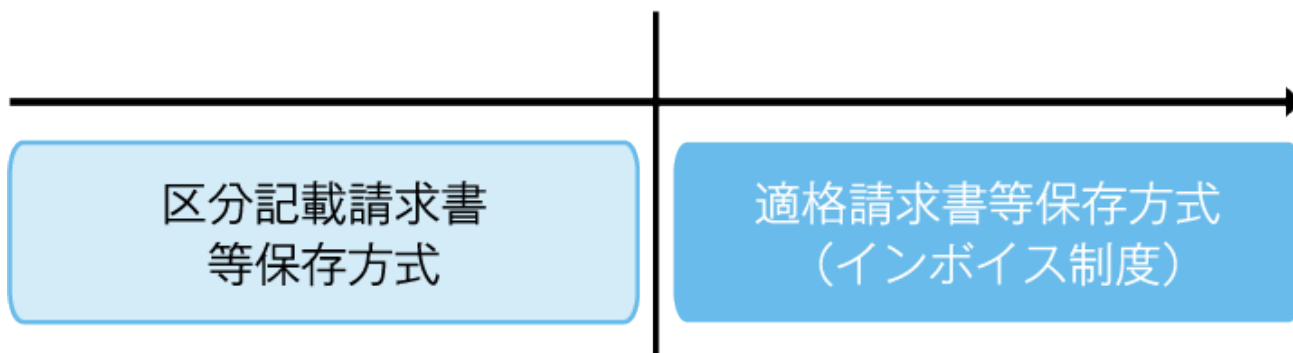
適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは、複数税率に対応した新しい仕入税額控除の方式であります。

課税仕入れに係る消費税等について仕入税額控除を行うためには、帳簿のほか、税務署長に申請して登録を受けた事業者（適格請求書発行事業者）が交付する適格請求書（インボイス）の保存が要件となります。登録を受けていない事業者からの課税仕入れは、原則として、仕入税額控除ができません。

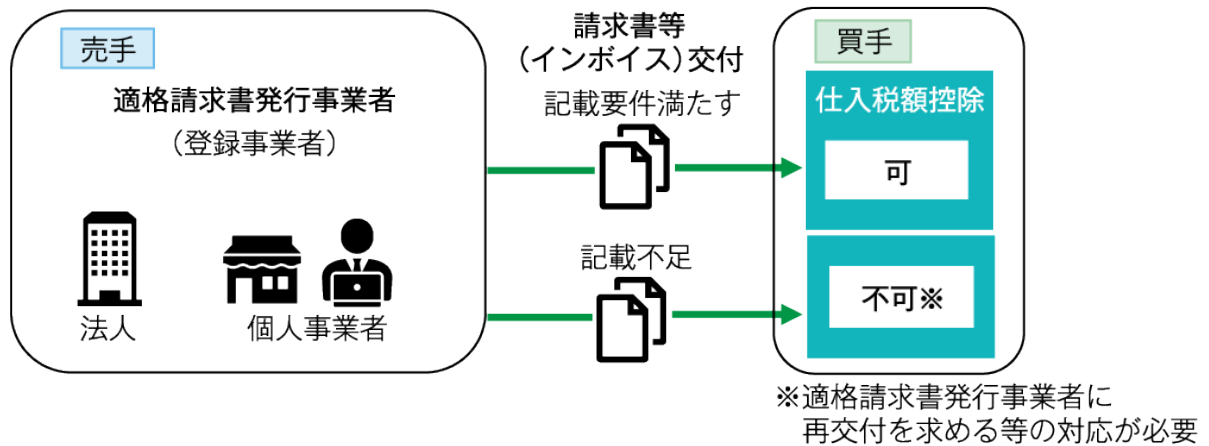
同制度は令和5年10月1日から導入され、同日以後に行われた課税資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用されます。

【関係法令】 平成28年改正法附則1九イ

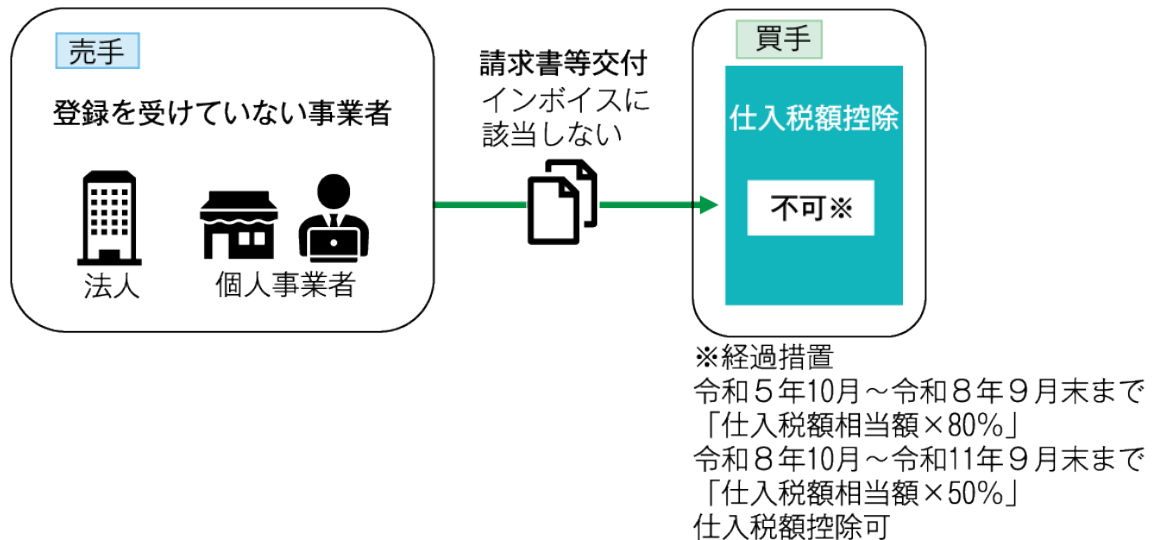
R5.10.1



■適格請求書発行事業者が請求書等（インボイス）を交付した場合の仕入税額控除の可否



■登録を受けていない事業者が請求書等を交付した場合の仕入税額控除の可否



【関係法令】 [消法 30](#) , 57 の 2, 57 の 4

2. 改正の背景

かつて、消費税は単一税率であり、かつ、非課税となるものが限定的であること等から「請求書等保存方式」が採用されてきました。

令和元年10月1日から、標準税率を10%とするとともに飲食料品等に対する消費税率を8%に据え置く軽減税率制度が導入されたことに伴い、売手側と買手側における適用税率の認識を一致させるために、税率の異なるごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込金額）を請求書等に区分して記載する「区分記載請求書等保存方式」が適用されています。

令和5年10月1日からは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるために、売手側に必要な情報を記載した請求書等（インボイス）の発行を義務付けるとともに、インボイスの保存を仕入税額控除の要件とする「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。

◆仕入税額控除の要件

	平成 26 年 4 月～令和元年 9 月	令和元年 10 月～令和 5 年 9 月	令和 5 年 10 月～
税率	標準税率 8 % (国 6.3%, 地方 1.7%)	標準税率 10% (国 7.8%, 地方 2.2%) 軽減税率 8 % (国 6.24%, 地方 1.76%)	
請求書等	請求書等の保存	区分記載請求書等の保存	改正 適格請求書 (インボイス) 等の保存
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存	一定の事項が記載された帳簿の保存	

3. 適格請求書（インボイス）とは

適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもの。登録番号や消費税額などの一定の事項が記載された書類や電子データをいいます。

記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 登録番号
- ③ 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ④ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減対象品目である場合はその旨）
- ⑤ 税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑦ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

【関係法令】 消法 57 の 4①, インボイス Q&A 問 1

なお、今回の記事は、「週刊税務通信」令和 3 年 8 月 9 日(No.3665)より一部抜粋しております。